



【目次】

- ・ 集団的消費者被害
救済制度について

……1・2ページ

- ・ 携帯電話の解約料
条項の使用差止を
認めた京都地判
平成24年7月19
日(KCCNウェブ
サイト掲載)につい
て

……3ページ

- ・ セミナーのお知ら
せ
- ・ 最近の事例
- ・ 編集後記

……4ページ

集団的消費者被害救済制度について

パブリックコメントを提出しました

検討委員会委員長・理事 町村 泰貴
(北海道大学大学院法学研究科教授)

消費者庁は、日本版クラスアクションともいわれる集団的消費者被害回復のための訴訟制度を提案しています。これは、適格消費者団体の中でさらに認定を受けた団体が、多数の消費者に発生した契約トラブルの被害を回復するために、多数の消費者に代わって訴訟を提起し、被害回復を実現させようというものです。その手続は、まず事業者に損害賠償などの義務があることを認めさせる「共通義務確認訴訟」があり、その訴訟を提起して勝訴した適格消費者団体は、個別の消費者に対する賠償金支払いなどをその事業者に求めていくこととなります。

ホクネットは、この制度案に対するパブリックコメントとして、一刻も早い立法化を要望するとともに、いくつかの問題点を指摘して、改善を求めました。

指摘した問題点は、第一に悪質な事業者の財産隠し防止策を強化すること、共通義務確認訴訟の性格をはっきりさせること、事業者が賠償などをするべき消費者の情報を開示するように強力な手段を設けるとともに、消費者への通知公告の費用は事業者の負担とすることなどです。

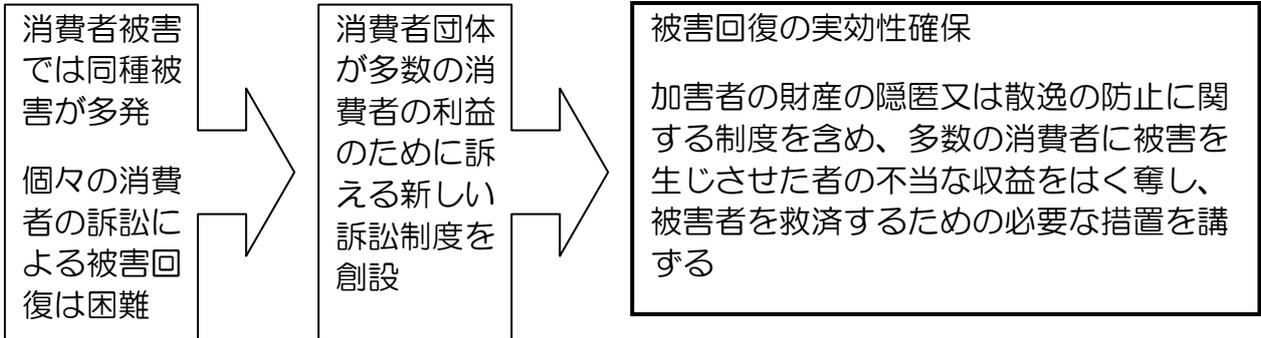
最後に、この集団的消費者被害回復のための訴訟制度は、多くの消費者の利益を回復させ、本来なら行政庁がすべき公益的な仕事です。ホクネットとしても、この制度を担う団体の一つになろうとしています。行政庁にはより一層の財政援助や情報提供などバックアップを求めたいと考えています。

意見書全文はHP活動報告をご覧ください

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見書
<http://www.e-hocnet.info/cgi-bin/news-log/news-image/hcnt20120927-1.pdf>

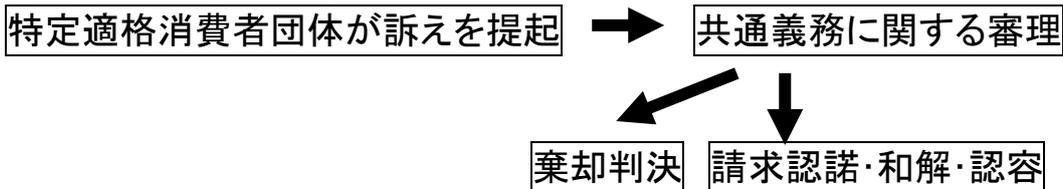
集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案の概要

平成24年8月消費者庁



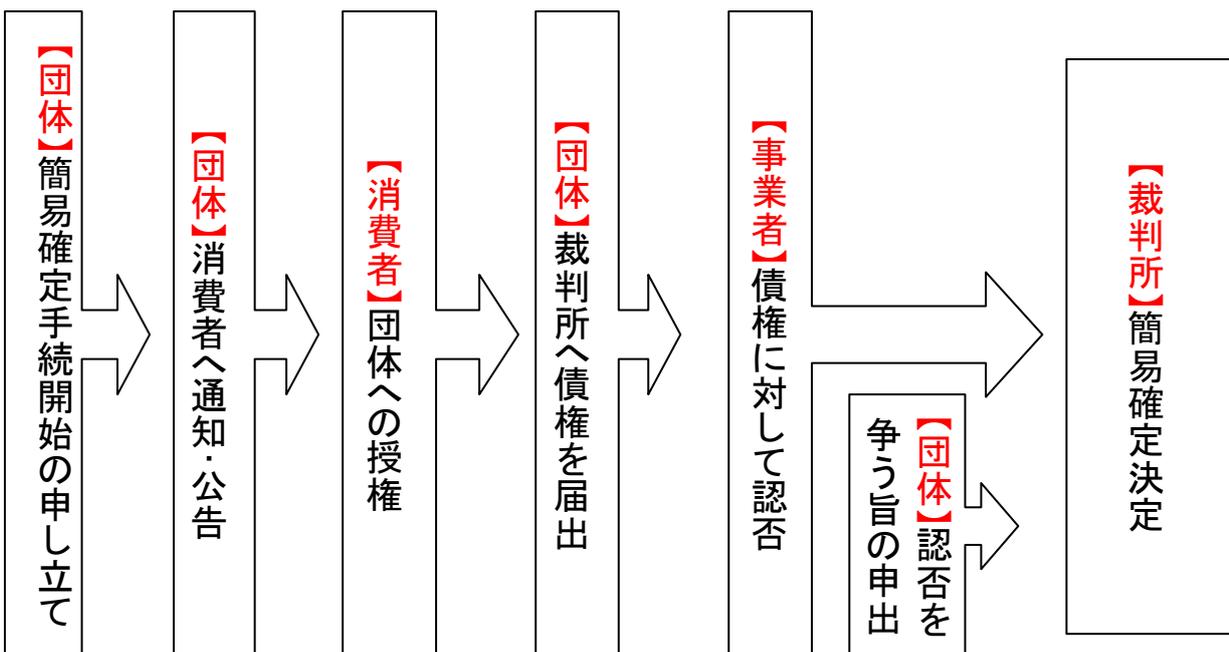
一段階目：共通義務（注）確認訴訟

（注）事業者が、相当多数の消費者に対して、消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭支払義務を負うべきこと



二段階目：個別の消費者の債権確定手続

（個々の消費者の事情は二段階目の手続で判断）





携帯電話の解約料条項の使用差止を認めた京都地判 平成24年7月19日(KCCNウェブサイト掲載)について

適格消費者団体特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
(KCCN) 理事・事務局長 長野浩三

NTTドコモの「ひとりでも割」「ファミ割」やauの「誰でも割」では、2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とするとし、その間に同契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収している。ナンバーポータビリティ制度(MNP)で他社へ変更する際に障害となっており、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由・利益を不当に害する条項である。特に2年経過後は、ボリュームディスカウントの考え方からすれば自由に解約できるはずであるのに、「更新」と称して、2年に1度しか無料の解約はできないこととしているのは極めて不当だ。これについて、KCCNでは2010年6月両社に対する差止訴訟を京都地裁に提起した。個別消費者も両社に対し返金請求をしている。さらに、KCCNでは、2010年4月から9975円の解約金条項を用い始めたソフトバンクに対しても2011年1月同条項の差止訴訟を提起した。

NTTドコモにつき2012年3月28日京都地裁で請求棄却の判決があった。同判決は「割引」額を損害額として、1か月の平均割引額2160円に平均解約月数14か月を乗じた30,240円が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」として、9975円はこれを下回るから不当条項ではないとした。

他方、標記京都地判は、KDDIに対し、上記条項の使用差止を命じた。同判決は、KDDIが被る損害につき、一ヶ月あたりの逸失利益4000円であるとし、24ヶ月の拘束期間の最後の二ヶ月で解約する場合には9975円は平均的損害を超える損害賠償の予定であるから消費者契約法9条1号により無効な部分を含むため、条項の使用差止を命じるというものであった。個別の消費者についても最後の二ヶ月で解約した者については一部の返金を命じた。

本件条項の使用を差し止める判決は極めて画期的だ。巨大企業が消費者を不当に困り込むための不当条項の使用差止が認められたことは消費者団体訴訟制度の効能が効果的に発揮された事例といえる。ただし、解約後の逸失利益について事業者の損害として損害計算を行っている点は極めて不当だ。KCCNでは、主張が認められなかった点について控訴をしている。

【KCCNの長野さんから寄稿いただきました】



セミナーのお知らせ

函館と釧路で消費者向けセミナーを開催します。いずれも参加費は無料です。どうぞご参加下さい。

【函館】

日時:12月5日(水) 10:00~11:30

場所:函館市民会館大会議室(函館市湯川町1-32-1)

テーマ:「詐欺は振り込めさぎだけじゃない、いろいろな詐欺」

講師:番井菊世氏(ホクネット理事・司法書士)

【釧路】

日時:1月23日(水) 10:00~12:00

場所:釧路市生涯学習センター(釧路市幣舞町4-28)

テーマ:「スマホ、携帯、インターネットの楽しみ方と注意点」

講師:町村泰貴氏(ホクネット理事・北海道大学教授)

来年3月までに他地域でも開催予定です。お楽しみにしてください。

お問い合わせは事務局(011-221-5884)まで。



注意



** 劇場型詐欺 **

外国通貨や未公開株について買い取りたいという電話があり、「持っていない」と一旦は断りますが、今度は、同じものを売りたいという人が電話をかけてきます。買い取ってもらえると考えて購入すると買い取りたいと言ってきた人には連絡がつかなくなってしまいます。高齢者等に対して巧みな劇場型勧誘が行われ、中には過去に投資トラブルにあった消費者に「以前購入した未公開株を買い取る代わりに外国通貨を購入してほしい」と持ちかけ、代金をだまし取る二次被害のケースも見られます。

政治の世界でも劇場型が見受けられます。政治家は私たちの大切な税金の使い道を考える人たちです。うまい言葉に騙されないようしつかり本質を見抜きたいものです。

寄附金を受け付けています！！

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄附金をお願いしております。

税額控除の対象となります！

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙をお送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額はいくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

※ 編集後記 ※

ようやく涼しくなり、山のきのこも出てくる頃と思いますが、北海道らしからぬ厳しい残暑や集中豪雨、竜巻といった現象を見るにつけ、地球がこれからどう動いていくのか気になるところです。さて、温暖化のせいかな…?今年楽しみながら・・・落花生の栽培に挑戦しました。花の両脇

から角みみたいなものが伸びて地にもぐりました。たぶんそこに実がつくのだろうと更に楽しみにしています。この後の話は次号をお楽しみに。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>